

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の概要

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景と趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）が成立。また、令和5年3月29日、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が公示された。

女性支援法、基本方針を踏まえ、本市の現状と課題を分析の上、困難な問題を抱える女性への支援の方針を示すため新たに策定するもの。

行政、民間支援団体等の多様な関係機関が連携・協働して、困難な問題を抱える女性に寄り添い、本人の意思を尊重しながら、つながり支えることで、少しでも不安を取り除き、困難な問題を抱える女性が安心して自分らしい自立した生活を送ることができる社会をめざす。

本計画における支援対象者

女性支援法の目的や、国の定める基本方針における基本的な理念等を踏襲し、女性支援法の対象となる困難な問題を抱える女性を支援の対象者とする。

計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とする。

第2章 堺市における現状と課題

1 堺市における支援の現状

支援の体制

- ▶ 各区役所の女性相談窓口や配偶者暴力相談支援センターに女性相談員を配置。
- ▶ 児童を伴う相談や離婚後の生活に関する相談は、区役所に配置されている家庭児童相談員や母子・父子自立支援員等と連携し、多様な問題に対応している。

区役所の女性相談窓口の相談状況等（令和5年度）

- ▶ 相談件数 延べ（3,841件）、実人数（1,867件）
- ▶ 相談件数（年齢別）※実人数
18歳未満（2件）、18歳19歳（19件）、20代（294件）、30代（494件）、40代（511件）、50代（311件）60代以上（153件）、年齢不明（83件）

堺市配偶者暴力相談支援センターの相談状況等（令和5年度）

- ▶ 相談件数 延べ（376件）

民間団体との連携

- ▶ サポートハウス事業 ▶ 夜間・休日DV電話相談 ▶ DV対策連絡会議

2 支援における課題

- ▶ 行政機関への相談は心理的ハードルが高く、困難な問題を抱える全ての女性が気軽に相談できる環境を整備する必要がある。
- ▶ 支援が必要な若年女性が相談できていない可能性がある。
- ▶ 同行支援等による女性相談員不在時に専門的な支援ができないため、女性相談員不在時に対応できる職員の育成が必要である。

第3章 基本目標（令和7年度～令和11年度）

【内は目標値

- ▶ 困難な問題を抱える全ての女性に安心して相談できる相手がいることを知ってもらい、不安を抱える支援対象者が相談につながりやすくする。
【女性相談（DVや離婚等女性が相談できる窓口）の認知度 32.4%※→70%】
※令和2年7月に調査した「堺市配偶者暴力相談支援センター」の認知度32.4%を参考値とする。
- ▶ 行政機関につながりにくい支援対象者（特に若年女性等）を早期に把握し、適切な支援につなげる。
【若年層（18～29歳）の相談件数 313件→500件】
- ▶ 女性相談員の不在時も全ての支援対象者に状況に応じた必要な支援ができる体制を構築する。
【女性相談支援に携わる職員の初任者研修受講率 71%→100%】

第4章 支援の方針及び内容

1 支援対象者の早期の把握

- ▶ 配偶者暴力相談支援センターの周知リーフレットを救急隊からDV被害が疑われる方へ配布
- ▶ 堺市の女性相談窓口や取組の発信（マスメディアの取材への協力）
- ▶ DVが疑われる方の情報を関係部局で共有
- ▶ 母子健康手帳へのDV相談窓口の掲載や手帳配布時の面談による早期発見
- ▶ 学校でのデートDVや性暴力についての周知
- ▶ SNSを活用した若年層への周知
- ▶ 高校や大学等と連携した若年層への周知
- ▶ 民生委員と連携した高齢層への周知
- ▶ 18歳を迎え児童から成人になる女性に係る子ども相談所や家庭児童相談員との連携
- ▶ 医療機関との連携強化
- ▶ 母子生活支援施設との連携強化
- ▶ 災害時においても相談窓口があることの周知

2 居場所の提供

- ▶ 民間の施設を活用した緊急避難できる場所の確保
- ▶ 一時保護入所に向けた大阪府との調整
- ▶ 母子生活支援施設入所に向けた施設との調整
- ▶ 同じ悩みを抱える女性が集まるグループの周知

3 適切な相談支援

- ▶ 窓口、電話での適切な情報提供、助言の実施
- ▶ 自治体窓口、裁判所等への同行支援
- ▶ 女性相談員を中心とした庁内関係部署（高齢者、障害者、生活保護受給者等）との連携
- ▶ 女性相談窓口の周知（配偶者暴力相談支援センターの周知、リーフレット、HP）
- ▶ 女性相談員の研修、専門家による個別事例検討会の実施
- ▶ 弁護士によるDV専門法律相談の実施
- ▶ 時間外電話相談の実施
- ▶ ボランティア通訳等を活用した外国人支援
- ▶ 支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催
- ▶ 子育て支援課職員（女性相談員以外）への研修の実施
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な応対に関する庁内関係部署への研修の実施
- ▶ SNS等を活用した相談支援

4 一時保護

- ▶ それぞれの状況に応じた一時保護や多様なニーズに対応した支援の実施
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 高齢者、障害者、生活保護受給者等、関係窓口や機関と連携し、保護解除後の施設への入所や住宅確保のための円滑な支援の強化

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

庁内の関係部署、大阪府をはじめ他自治体、警察・裁判所などの関係機関、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体といった多様な主体と連携し、効果的に取組を進める。

2 計画の進捗管理

毎年度、基本目標の達成状況について点検し、取組の改善を行う。また、点検結果は市のホームページでの公表及び堺市DV対策連絡会議等での報告を行い、明らかになった課題等について支援内容の見直しを行う。

5 被害回復支援

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 性的な被害を含めた暴力被害者等に対する医療機関等と連携した心身の健康の回復のための援助
- ▶ 同じ悩みを抱える女性が集まるグループの周知
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な窓口との連携

6 日常生活の回復支援

- ▶ 保護命令申立書作成の支援
- ▶ 入所施設等と連携し、一時保護を経て施設入所する支援対象者への同行支援
- ▶ 母子生活支援施設入所中の自立に向けた生活支援
- ▶ 住民票の異動等の必要な手続きの同行支援

7 同伴児童等への支援

- ▶ 暴力被害者等に対する医療機関等と連携した被害者児童の心身の健康の回復のための心理ケア事業の実施
- ▶ 同伴児童等への支援体制の調整
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 住民票の異動ができないDV被害者の同伴児童に対する就学先の配慮
- ▶ 18歳を迎え児童から成人になる女性に係る子ども相談所や家庭児童相談員との連携

8 自立支援

- ▶ 相談者のニーズに応じた支援の調整窓口として自立支援をコーディネート
- ▶ 住基支援措置の意見の付与
- ▶ 年金や給付金等の申請に必要なDV相談証明書の発行
- ▶ 緊急避難に要する交通費等の支給
- ▶ 離婚前の方を対象とした離婚に関するオンラインセミナーの実施
- ▶ 庁内・庁外連携機関を委員とするDV対策連絡会議（年1回）の開催
- ▶ 住民票の異動ができないDV被害者に対する国民健康保険等の加入等に関する特例措置
- ▶ 支援調整会議（個別ケース検討会議）における支援体制の調整
- ▶ 民間と連携した住まいの確保の支援

9 アフターケア

- ▶ 母子生活支援施設退所後の自立に向けた支援
- ▶ 女性相談員を中心とした継続的なアフターケアの実施
- ▶ 支援対象者の状況に配慮した適切な応対に関する庁内関係部署への研修の実施